



本年（令和7年）は建物の所在する地域によって、  
報告始期・期限が異なります。

### 特定行政庁別報告期間一覧

特定行政庁名	報告始期	報告期限(※2)
兵庫県、尼崎市、伊丹市、 三田市、高砂市	令和7年6月2日 (※1)	令和7年12月末日
宝塚市	令和7年7月1日	令和7年10月末日
西宮市	令和7年7月1日	令和7年11月末日
姫路市、明石市、 加古川市、川西市、芦屋市	令和7年7月1日	令和7年12月末日

※1 調査・検査の項目、方法、結果の判定方法を定めた改正告示が令和7年7月1日に施行され、報告書の様式が改正されます。

6月が報告始期の地域の報告書につきましても、7月1日以降にご提出くださいますようお願いいたします。

※2 報告期限間際は大変混みあいます。早めの報告をお奨めします。